

令和6年 第7回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年7月26日

1 日 時 令和6年7月26日(金) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第18号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件
議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 9番 岡田委員、 10番 箭本委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和6年第7回の農業委員会総会を開催致します。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひ
します。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は「15人」です。定足数に達しておりますので、ただ
ちに会議を開きます。

（日程第1 議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名人は、「9番 岡田委員 と 10番 箭本委員」を指
名致します。

（日程第2 会期の
決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたと思いますが、ご異議ございませ
んか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。
それでは議事に移ります。

（日程第3 議事）
（報告第16号）

【議長】

「報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上
程致します。
事務局に 番号6番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規程 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 6 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

篠原●●、面積 376 m²を甲斐市●●の●●が貸駐車場にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

【議長】

報告第 17 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 21 番から 26 番までの説明を求めます。

(報告第 17 号)

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。

農地法施行令 第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務 専決規定 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 21 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

篠原●●、面積 312 m²を東京都●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号 22 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

富竹新田●●、面積 270 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により敷地拡張のための転用の届出が出ていま

す。
続きまして

番号 23 番 地図公図は7ページ、8ページになります。
西八幡●●ほか1筆、合計面積 1595 m²を長野県●●の●●さんから甲斐市●●の●●に、所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。
続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 24 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。
富竹新田●●、面積 640 m²を千葉県●●の●●さんから甲府市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲1区画にするための届出が出ています。
続きまして、

番号 25 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。
大下条●●、面積 195 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に、所有権移転により事務所建築のための転用の届出が出ています。
この土地は●●さんが砂利敷きにしていたため始末書の提出をさせています。
続きまして、

番号 26 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。
玉川●●、面積 245 m²を甲斐市●●の●●さんほか共有者1名から甲斐市●●の●●さんに、使用貸借により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題なければ担当農業委員による現地調査の報告は省略したいと思えます。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

「報告第 18 号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号9番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 9 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

西八幡●●ほか5筆、合計面積 3938 m²。かし人が甲斐市●●の●●さん、かり人が甲斐市●●の●●さんです。令和 6 年6月14日に合意解約をしたものです。解約届出日は令和 6 年6月18日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

「議案第 26 号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 10 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 10 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

大埜●●、面積 650 m²を亡き●●さんの相続財産清算人の選任弁護士から甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で水稻の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、田植機、ハーベスター、バインダーです。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●番●●委員】

こちらの田につきましては稲が植わっておりまして、この●●さんという人は、私の家のすぐ近くの人ですが、長らく農業を続けられまして、尚且つ他の田も耕作されており、更に普段はシルバー人材センターに通いながら農業を中心にやられているということで、積極的に農地を活用されております。相続人が亡くなられて放棄されたというような中で、この●●さんがしっかり管理されてきましたので、この件についてご審議いただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

先ほどの●●委員の説明がありましたので何も言うことはありませんが、隣接する田も●●さんが所有されておりますので何ら問題ないと思えます。

【議長】

これより質疑に入ります。

ご質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 10 番を許可することにご異議ありませんか。

異議なしの声がありましたので、本案件を許可することに決定いたします。

続きまして事務局に 番号 11 番 の説明を求めます。

(議案第 26 号)

【事務局】

はい、議長

番号 11 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

篠原●●、面積 839 m²を甲府市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、耕運機です。

モニターの写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 次に ●番 ●●委員 の報告ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 本申請地は継続的に耕作されており、また、引き続き譲受人により耕作することが比較的容易であることが考えられます。

また、譲受人である方の自宅が 200m ほど離れたところで、ある程度耕作されているということで、問題ないと考えております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 11 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 12 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 12 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

玉川●●ほか 1 筆、合計面積 990 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で柿と野菜の栽培を予定しています。所有機械については噴霧器、耕運機、刈払い機です。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 ●●さんが高齢化で耕作できないということで、甥っ子の●●さんに託すということで、柿や野菜を栽培するということで申請が出ています。

隣が畑になっていますが、何ら問題ないと思います。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

申請地は市街化区域になりますが、譲渡人は労働力不足ということで、あと、譲受人については農地を新規に取得する訳でありまして、農業は初めてだと思います。

しかし、譲渡人の●●さんの指導を受けながら農業をしていくということです。今後順調に経営が成り立つことを期待しています。

問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号12番を許可することにご意義ございませんか。

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第27号)

【議長】

「議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号5番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料6ページをお願いします。

番号5番、地図公図は23ページ、24ページになります。

下今井●●、面積421㎡を甲斐市●●の●●さんが倉庫用地にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は、都市計画法用途地域内の3種農地です。

申請地にはすでに建物が建っていますが、昭和40年頃に養蚕の施設として建てられた農業用施設です。

今回、農業用ではない倉庫として使う計画のため申請が提出されました。

土地利用計画書、事業計画書等から問題ないと思われます。

写真は北東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】

この土地は地籍調査の時に宅地とする土地が、何らかの手違いで畑のままとなっていた土地です。

この宅地を転用し倉庫として利用することです。
特段問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 該当の土地は既に倉庫が建ってまして、半分畑で、半分宅地になっておりまして、農地を宅地にするということですが、問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか

質問がないようでございます。

番号5番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。
「議案第 28 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。
事務局に 番号 20 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料 7 ページをお願いします。
番号 20 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。
龍地●●、面積 483 m²を甲斐市●●の●●さんから北杜市●●の●●さんに所有権移転により個人用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する地域の 3 種農地です。
建築予定面積は 62.09 m²の 2 階建てで、汚水については、公共下水道に放流、雨水は地下浸透の計画です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 ここは3種農地ですので、問題はないと思います。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 住宅地の真ん中、また商業施設のすぐ側にある土地なので、問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 20 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 21 番 の説明を求めます。

(議案第 29 号)

【事務局】

はい、議長

番号 21 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

西八幡●●ほか 2 筆、合計面積 1528 m²を南アルプス市●●の●●さんほか共有者1名から長野県●●の●●に所有権移転により建築条件付き売買予定地5区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する地域の3種農地です。

市街化調整区域ですが、今年4月に市の条例を改正し市街化調整区域でも宅地開発ができる地域となっています。

申請地内には西から東に向けて幅員6mの新設道路を設置、1区画の敷地面積は 208.85 m²から 255.84 m²で、汚水については公共下水道に放流、雨水については地下浸透としオーバーフロー分は新設の道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 この土地は何年か前に一度、転用の申請が出て許可が降りていたんですが、それが、中古車販売会社が途中でダメになったので、また農地に戻してやってきた土地ですが、今の現状は回りが家で、真ん中にこれだけの土地が残っているので、これ以上放置するよりは宅地分譲された方が周囲に迷惑かからないと思いますので、問題ないと思います。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 申請地は市街化調整区域内の3種農地ということで、付近には住宅が連たんしておりまして、集落に接続しておりますので特段問題ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 21 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 30 号)

【議長】 次の議案に移ります。

「議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 37 番 から 43 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 8 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 37 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

亀沢●●、面積 575 m²を東京都●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を 9 年 5 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

果樹の栽培を予定しています。賃借料は 10aあたり●●円です。

続きまして

番号 38 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

宇津谷●●ほか1筆、合計面積 1312 m²を韮崎市●●の●●さんが長野県●●市の●●さんに畑を 4 年 10 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

花の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。
続きまして

番号 39 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。
宇津谷●●、面積 397 m²を甲斐市●●の●●さんが長野県●●の●●
さんに畑を4年 10 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。
花の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。
続きまして、資料 9 ページをお願いします。

番号 40 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。
宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 2174 m²を甲斐市●●の●●さんが長野
県●●の●●さんに畑を 4 年 10 か月間、新規に貸し付ける計画が提出さ
れました。
花の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。
続きまして

-----番号 41 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。-----

岩森●●、面積 545 m²を甲斐市●●の●●さんが長野県●●の●●さ
んに畑を 4 年 10 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。
花の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。
続きまして

番号 42 番、地図公図は 39 ページから 41 ページになります。
宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 2101 m²を甲斐市●●の●●さんが甲斐
市●●の●●さんに畑を 15 年 5 か月間、新規に貸し付ける計画が提出さ
れました。
ブドウの栽培を予定しています。賃借料は 10a あたり●●円です。
続きまして、資料 10 ページをお願いします。

番号 43 番、地図公図は 42 ページ、43 ページになります。
竜王 233-1、面積 1278 m²を埼玉県ふじみ野市の輿石明彦さんが甲斐市
●●の●●さんに畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されまし
た。
野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。
何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 この案件の38番～41番は、花の栽培をするということで、長野県●●の方が借りるということですが、たまたま私がこの辺を巡回した時に10人ほどの人達が重機を持ってきてやっていたので、個人経営でやって行くのか、若しくは農業法人としてやっていくのか、それが分かっていたら教えてもらいたい。

【事務局】 こちらの方ですが、借りるのは個人ですが、この方は●●法人で、●●という●●法人をやっています、その入所者もいっしょに作業することです。今回借りるということです。

【●●委員】 ●●さん自身がやっていることですか。

【事務局】 その通りです。

【議長】 他に質問ございますか。

質問がないようですので、本農地利用集積計画を承認することに決定致します。

次の議案に移ります。

「議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号5番 から 7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料 11 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です
番号 5 番、地図公図は 44 ページ、45 ページになります。
団子新居●●ほか 4 筆、合計面積 1370 m²を蕪崎市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を令和 6 年 8 月 1 日から 19 年 5 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は 10 アールあたり●●円です。

公社の配分予定者は東京都●●の●●さんで、アーモンドの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和6年10月1日から19年3か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号6番、地図公図は46ページ、47ページになります。

団子新居●●、面積1137㎡を甲斐市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を令和6年8月1日から19年5か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は10アールあたり●●円です。

公社の配分予定者は東京都●●区の●●さんで、アーモンドの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和6年10月1日から19年3か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして、資料12ページをお願いします。

番号7番、地図公図は48ページ、49ページになります。

岩森●●、面積1113㎡を甲斐市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を令和6年8月1日から10年5か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は10アールあたり●●円です。

公社の配分予定者は甲斐市●●の●●さんで、ヘーゼルナッツの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和6年10月1日から10年3か月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】 この公社が再配分するところが、東京の●●区になっているけれど、これはどう管理をするのか。

【事務局】 この●●さんは付近のところでアーモンドを栽培しています。

本来は甲斐市に住んでいるんですが、短期の事情で住民票を移さなければならないということで、今、東京の●●区の実家の方に住所を一旦移している段階で今回の申請が出されたので、案件とするとこの住所での申

請となります。

また今年度中に住所を戻すという話を聞いています。

【議長】 他に質問ある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本農地利用集積計画を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分